

## 総合口座

1.商品名	総合口座
2.販売対象	個人のみ(ただし、未成年の方はお取り扱いできません。)
3.期間	<ul style="list-style-type: none"> <li>・普通預金：普通預金の取扱いと同様です。</li> <li>・定期預金：各定期預金の取扱いと同様です。</li> </ul> <p>総合口座にお預入れできる定期預金は次のとおりです。</p> <p>スーパー定期・大口定期預金・自由金利型期日指定定期預金・自由満期型定期預金・変動金利定期預金</p>
4.預入方法 (1)預入方法 (2)預入金額 (3)預入単位	<ul style="list-style-type: none"> <li>・普通預金：普通預金の取扱いと同様です。</li> <li>・定期預金：各定期預金の取扱いと同様です。</li> </ul>
5.払戻方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>・普通預金：普通預金の取扱いと同様です。</li> </ul> <p>普通預金の残高が不足する場合には、総合口座の定期預金を担保とし、貸越の限度額は、担保の90%かつ最高300万円まで当座貸越による自動融資が受けられます。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・定期預金：各定期預金の取扱いと同様です。</li> </ul>
6.利息 (1)適用金利  (2)利払頻度  (3)計算方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>・普通預金：普通預金の取扱いと同様です。</li> <li>・定期預金：各定期預金の取扱いと同様です。</li> </ul> <p>金利については窓口でお問い合わせいただくか、当行ホームページをご覧ください。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・普通預金：普通預金の取扱いと同様です。</li> <li>・定期預金：各定期預金の取扱いと同様です。</li> </ul> <ul style="list-style-type: none"> <li>・普通預金：普通預金の取扱いと同様です。</li> <li>・定期預金：各定期預金の取扱いと同様です。</li> </ul>
7.手数料	キャッシュカードによる支払い等にあたっては、キャッシュカード規定に定める手数料を徴求することがあります。
8.付加できる特約事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>・給与、年金、配当金、公社債元利金等の自動受取り口座、ならびに公共料金等の自動支払口座としての利用ができます。</li> <li>・貯蓄預金へ資金を移動させるスウィングサービスの取扱いができます。</li> <li>・自動振替による積立定期預金への積立ができます。</li> <li>・貸越利率は担保定期預金の約定利率に年0.5%を上乗せした利率です。</li> </ul> <p>なお、定期預金の取扱いはそれぞれのものに準じますが、定型方式・自動継続(元金継続または元利継続)のみの取扱いとし、スーパー定期・自由金利型期日指定定期預金・自由満期型定期預金・変動金利定期預金については預入金額を1万円以上とします。</p>

	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ マル優の取扱いができます。</li> </ul>
9 . 中途解約時の取扱い	<p>定めなし  ( 担保となる定期預金については、それぞれの取扱いに準じます。詳しくは、該当の商品概要説明書をご覧ください。 )</p>
10 . その他参考となる事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 1人1口座の取扱いとします。</li> <li>・ 利息については20%の分離課税の対象となります。</li> <li>・ 平成25年1月1日より復興特別所得税 ( 0.315% ) が追加で課税されます。</li> <li>・ 預金保険の対象となりますが、普通預金部分につきましては、「決済用預金」と異なり1金融機関1人あたり、預金保険の対象となっている他の預金等と合算して元本1,000万円までとその利息額までしか保護されません。</li> </ul>
11 . 当行が契約している指定紛争解決機関	<p>一般社団法人全国銀行協会  連絡先 全国銀行協会相談室  電話番号 0570 - 017109 または 03 - 5252 - 3772</p>

(平成29年5月8日現在)